

必読

暮らしの法律ナビ

No.47 マイナンバー(個人番号)制度の概要

マイナンバー(個人番号)

は最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)とセツトで情報管理されます。

平成27年10月以降に、市町

村長は住民票に住民票コー

ドを記載したときは、速や

かに、個人番号を指定し、

その者に対し、その番号を

カードにより通知します。

翌年1月以降に、本人の申

請により「個人番号カード」

の交付を受けることができ

ます。この制度で国民の所

得をより正確に把握し、社

会保障の給付や税の負担の

公平化や、行政サービスを

受ける際に証明書類の添付

が不要になる等の利便性も

期待されます。最初に導入

予定の手続きは、**①**年金、雇

用・医療保険、生活保護、児

童手当等の社会福祉分野、

②確定申告や源泉徴収等の

納税分野、**③**被災者生活再

建支援金給付や被災者台帳

作成等の災害対策分野の各

手続きです。

マイナンバーを提出する

先は、地方公共団体、税務

署、勤務先、金融機関等が

考えられます。マイナンバ

ー制度で重要な個人情報

全て確認でき、便利になり

そうですが、情報流出の心

配もされています。

成年後見**遺言・相続****離婚 他****債務整理・破産**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**

☎079-561-2050

土日相談可

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>